


(簡略調書様式・後日判決言渡用)

事件の表示	平成 19 年 (ワ) 第 31927 号	裁判官 認 印
第 2 回 口 頭 弁 論 調 書 (判 決)		
場所及び公開の有無	東京地方裁判所 民事第 28 部法廷で公開	期日 平成20年3月10日午後1時10分
裁判官	加藤謙一	出頭した 当事者等
裁判所書記官	末尾記載の裁判所書記官	
弁論の要領等 (ただし, 該当事項欄□に認印をしたものに限る。)		
裁判官 次のとおり主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し		
当事者	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙訴状 (代わる準備書面) 写しの当事者欄記載のとおり 但し, 被告は住居所不明・訴状記載の住所は最後の住所である。 <input type="checkbox"/> 別紙当事者目録記載のとおり	
主 文	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙訴状 (代わる準備書面) 写しの請求の趣旨記載のとおり <input type="checkbox"/> この判決は仮に執行することができる。 <input type="checkbox"/> 別紙主文記載のとおり	
請 求	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙訴状 (代わる準備書面) 写しの請求の原因欄記載のとおり <input type="checkbox"/> 別紙準備書面 (平成 年 月 日付け) 写し記載のとおり <input type="checkbox"/> 別紙請求記載のとおり	
理由の要旨	<input type="checkbox"/> 被告 は, 本件口頭弁論期日に出頭せず, 答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって, 被告 において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして, これを自白したものとみなす。 <input type="checkbox"/> 被告 は, 請求棄却の判決を求め, 請求原因事実は認めると述べた。 <input checked="" type="checkbox"/> 被告 は, 公示送達による呼出しを受けたが, 本件口頭弁論期日に出頭しない。証拠によれば, 請求原因事実はすべて認められる。 <input type="checkbox"/> 別紙理由の要旨記載のとおり	
弁論終結日	平成20年3月3日	
裁判所書記官 次 山 良 茂 		

# 訴 状

平成19年11月29日

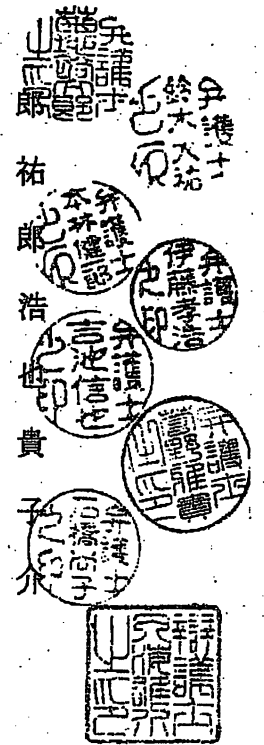
東京地方裁判所民事部 御中

上記原告訴訟代理人 弁護士

(担当)

同  
同  
同  
同  
同  
同

菊 地 裕 太  
鈴 木 大 祐  
本 林 健 一  
伊 藤 孝 浩  
吉 池 信 也  
菅 野 雅 貴  
石 橋 尚 子  
内 海 雄 介



当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり。

発信者情報開示等請求事件

訴訟物の価額 金1,600,000円

貼用印紙額 金13,000円



## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙スレッド目録記載のウェブサイトを削除せよ
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

原告は、兵庫県にて内科医院を開業している個人（医師）である。

被告は、インターネット上において、別紙スレッド目録記載のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）に掲載されている、

31 名前： 卵の名無しさん 投稿日： 02/07/22 00:10 ID:caG2Wlt9

竹内重人ですか??

92 名前： 卵の名無しさん 投稿日： 02/08/22 01:08 ID:oALamsNi

医師、竹内重人は中絶させ、彼女に自殺未遂を官舎でされ、畳を血で汚したまま研修先（当時）の寮を出た。彼女はプシって寮の電話回線はさみで切ったりもう大変。結局棄てて彼女を実家徳島へ島流し。

という書込（以下「本件侵害情報」という。）につき、各発信者（以下、本件侵害情報を発信したものを総称して「本件発信者」という。）が各本件侵害情報を本件ウェブサイトに発信した際に経由したサーバーを管理している者である（甲1）。

### 2 ウェブサイトによる情報発信の仕組み

前提として、ウェブサイトにおける情報発信の仕組みを概説する。

ウェブサイトとは、ハイパー・テキスト・トランスファー・プロトコル (HTTP) というインターネット上の通信規約に基づき、不特定多数のインターネット利用者に送信される電子ファイルの集合体をいい、一般に「ウェブ (Web)」「ホームページ」などとも呼ばれるものである。ウェブサイトを閲覧するためのソフトウェアを、「ウェブブラウザ」といい、マイクロソフト社製のオペレーションシステムであるWindowsを搭載したパーソナルコンピュータ上で動作する「インターネットエクスプローラー」は、現在最も普及しているウェブブラウザである。

HTTPとは、インターネットに常時接続されたサーバーコンピュータに、ウェブサーバーソフトウェアを常時起動しておき、インターネット上に接続された他のコンピュータからの送信要求に基づいてサーバーコンピュータ上に予め蔵置された電子ファイル等を送信する仕組みである。

インターネットに接続されたコンピュータや通信装置は全て、IPアドレスという固有の番号が割り当てられており、「202.229.199.147」などのように4個の数字をピリオドで連結した形式で表記される。IPアドレスは、インターネットにおける最も基礎的な住所の役割を果たすものである。

ところで、一般のインターネット利用者が、所望のウェブサイトを閲覧するために、そのウェブサイトが運営されているサーバーコンピュータのIPアドレスを記憶したり書き写したりしてウェブブラウザに入力するのは煩雑であるから、ウェブサイトを閲覧する際には、「www.yahoo.co.jp」などといったアルファベット表記のアドレスを用いるのが通常である。

このアドレスにおける「yahoo.co.jp」の部分を「ドメイン名」といい、インターネットの資源管理に関する世界的な調整組織であるICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) から委託を受けた組織が管理し、ドメイン名を利用したい企業や個人等に割り当てている。「www」の部分を「ホスト名」などといい、当該ドメイン名を割り当てられたネットワーク内で、サーバーコンピュータや通信装置を特定するための情報である。

そして、一般のインターネット利用者が、特定のウェブサイトを閲覧しようとする場合、ウェブブラウザの「URL」の入力欄に、「http://www.yahoo.co.jp」などと入力する。URL (Uniform Resource Locator) は、「HTTP」というプロトコルを用い、「www.yahoo.co.jp」というアドレスを持つサーバーコンピュータに接続する」といった、インターネットを利用する上で必要十分なアドレス情報を一定の書式で表記したものである。

するとウェブブラウザは、オペレーティングシステムを通じてDNS (ドメイン・ネーム・システム) 機能を利用し、「www.yahoo.co.jp」と表記されているサーバーコンピュータのIPアドレスを自動的に割り出し、割り出されたIPアドレスである「202.229.199.147」のサーバーコンピュータにHTTPを用いて送信要求を行う。

送信要求を受けたサーバーコンピュータは、ウェブサイトを構成する電子ファイルを送信要求元に自動的に送信する。

従って、本件ウェブサイトも上記の仕組みのもとに、不特定多数のインターネット利用者からの送信要求に応じてサーバーコンピュータが

自動的に電子ファイルの送信等を行うもので、本件侵害情報も不特定多数の閲覧しようとする者のコンピュータへと送信され、様々な者の目に触れている。

### 3 不法行為の成立

(1) 本件ウェブサイトは、被告の運営する「2ちゃんねる」という無料掲示板において設けられた種々の掲示板の一つで、且つ、交際相手に中絶をさせた医師の実名を公開する目的で設けられているものであるが、不特定多数の者が何等の根拠無くこの掲示板に書き込めるようになっており、本件侵害情報などの内容を含む多数のメッセージが記載されている。そして、本件発信者らは、本件侵害情報を、本件ウェブサイトにアクセスする不特定多数の者に受信させることを目的として、電気通信により送信できる状況におき、流通させたものである（甲1）。

当該流通情報、特に本件侵害情報は、原告の名誉に係る事実に反する内容等で原告の社会的評価を低下させる等権利を侵害するものであって、原告に対する名誉毀損にあたり、原告の権利は本件侵害情報によって明らかに侵害されている。

本件ウェブサイトは、「彼女に中絶させた医者出てこい!」という題名であるが、本件侵害情報である

31 名前： 卵の名無しさん 投稿日： 02/07/22 00:10 ID:caG2Wlt9

竹内重人ですか??

92 名前： 卵の名無しさん 投稿日： 02/08/22 01:08 ID:oALamsNi

医師、竹内重人は中絶させ、彼女に自殺未遂を官舎でされ、畳を血で汚したまま研修先（当時）の寮を出た。彼女はプシって寮の電話回線はさみで

切ったりもう大変。結局棄てて彼女を実家徳島へ島流し。

という原告の実名を挙げた書込は、上記題名と相俟って、原告に対する直接の名誉毀損となっている。すなわち、原告がこれまで交際した女性に妊娠中絶をさせたり、無責任に放り出したり、といったことを行った事実は一切存在しない。交際相手に中絶させるという記載自体が社会通念上の通常の読み方からして社会的評価を低下させることはあきらかであり、名誉毀損として不法行為が成立する。

こうした本件侵害情報による原告の権利（名誉権等の人格権を含む）の侵害は原告に対する不法行為を形成することは明らかであるから（最判昭和61年6月11日判時1194号3頁、最判平成14年9月24日判時1802号60頁）、本件侵害情報の書込があった掲示板管理者である被告は、遅くとも権利侵害を訴える本訴状の送達を受けた時点から、本件発信者情報が公開されることによる原告の損害を回避するべく、本件侵害情報をその管理する掲示板から削除して送信を差し止めるべき法的義務を負担する。特に、本件ウェブサイトは、個別の書込による被害に止まらず、その掲載されている本件ウェブサイトが全体として原告に対する権利侵害を引き起こしている。すなわち、原告の個人名をGoogle、nifty、biglobe、gooなどの著名検索エンジンで検索すると、本件ウェブサイトの題名自体が最上位に表示される状態となっている（甲3）。これでは、個別の書込のみが削除されたとしても、本件ウェブサイト及びその題名が存在する限り（甲3）で表示される状態が継続して原告の名誉が毀損され続けるのであり、このような原告に対する権利侵害を止めるためには個別の書込に止まらずウェブサイト全体を削除する必要がある。

(2) なお、上記の違法な書込に対して、原告が「2ちゃんねる」上の削除依頼を行ったところ、「予備知識のない第三者からは個人特定不可能です。残しております。」として被告又は被告の履行補助者にその削除を拒否されたが、厚生労働省の医師等資格確認検索によって原告と同姓同名の医師を捜しても、本邦に「竹内重人」という名前の医師は原告以外には存在せず、上記の拒否には全く理由がない(甲4)。

#### 4 小活

よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づき、別紙スレッド目録記載のウェブサイトの削除を求める。

#### 証拠方法

甲1：調査報告書

甲2：本件ウェブサイトの写し

甲3：ホームページ(原告の個人名を著名検索エンジンで検索した結果)

甲4：ホームページ(厚労省)

#### 付属書類

- |          |       |
|----------|-------|
| 1 訴状副本   | 1 通   |
| 1 甲号証の写し | 各 2 通 |
| 1 委任状    | 1 通   |

以上



当事者目録

原 告 竹 内 重 人

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町三丁目2番13号 アドバンテック日本橋ビル4階

菊地綜合法律事務所 (送達場所)

上記原告訴訟代理人 弁護士 菊 地 裕 太 郎

同 鈴 木 大 祐

同 本 林 健 一 郎

(担当) 同 伊 藤 孝 浩

同 吉 池 信 也

同 菅 野 雅 貴

同 石 橋 尚 子

同 内 海 雄 介

電話 03-5204-6701

FAX 03-5204-6702

〒160-0022

東京都新宿区新宿5丁目 12番5-602号

被 告 西 村 博 之



## スレッド目録

「彼女に中絶させた医者出てこい！」という題名にして、下記の URL で表示されるウェブサイト。

記

<http://ton.2ch.net/hosp/kako/1026/10269/1026913764.html>

以上

これは正本である。

平成20年3月10日

東京地方裁判所民事第28部

裁判所書記官 次山良

